

玉川村復興推進計画

平成 30 年 10 月 16 日
福 島 県 玉 川 村

1. 計画の区域 玉川村全域

2. 計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心として未曾有の被害をもたらし、本村でも震度 6 弱が観測され、その後も頻発する余震により、家屋や道路、水道施設等に被害が生じた。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、飛散した放射性物質による風評被害が発生し、産業全体に深刻な影響が及んでおり、本村の製造業の製造品出荷額は震災前（平成 22 年）と震災後（平成 25 年）を比較すると約 20%減少し、従業員数は約 29%減少するなど、雇用の不安定化が懸念され、地域経済や村民生活に不安が生じている状態にある。

このような中で、本村は地勢や産業、地域資源等の優位性を活かし、福島復興に貢献していくとともに、引き続き風評被害への払拭に取り組みながら、本村の中核的産業を担う立地企業の体力強化を支援することで地域産業の活性化及び雇用機会の創出を図ることを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

立地企業の体力強化を図ることによって、雇用の維持・創出及び地域経済の再生を促進するため、本村の製造業において製造品出荷額、従業者数ともに第 2 位となる中核的産業である生産用機械器具製造業について、設備投資を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本村に立地する林精器製造株式会社（以下「対象事業者」という。）に対し、大字竜崎字原作田地内において自動車部品（FCV 燃料電池用部品）製造に係る工場増設を行うために必要な資金を金融機関が貸し付ける事業

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

対象事業者は、従来から精器事業に従事してきており、当該事業に係る技術力を活かし表面処理事業、メカトロ事業へと業容拡大してきたところである。本事

業は、車載用精密機械製造に係る既存工場増設事業であり、足許増大している車載用機器需要に応えることで、対象事業者のより一層の価値向上を企図するものである。

本村における生産用機械器具製造業は、本村の製造業において従業者数で第2位となる中核的な産業である。また、本事業に係る生産用機械器具製造業の従業者数の約65%を構成する対象事業者により実施されるものであり、8人の新規雇用を予定している。

したがって、本事業による経済及び雇用効果は大きく、本計画の目標である「地域産業の活性化及び雇用機会の創出を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、本計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③ 施行規則第2条に規定する該当事業
施行規則第2条第6号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名
株式会社日本政策投資銀行、株式会社みずほ銀行

⑤ 特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

自動車部品（FCV燃料電池用部品）製造に係る工場増設を行う対象事業者は、精器事業に従事し、表面処理、メカトロ事業へと業容拡大しており、本村の製造業事業者の中でも従業員数、かつ、製造品出荷額もトップクラスを占め、地域産業の牽引的役割を果たしている。

このため、当該計画の実施により、対象事業者の生産能力が増大することによって、安定した雇用の確保及び関連する地域産業の活性化に結びつくものであり、これらの効果は、本村における復興の円滑かつ迅速な推進と地域経済の活力の再生が期待できる。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、玉川村、玉川村商工会、株式会社日本政策投資銀行、株式会社みずほ銀行、対象事業者を構成員とする玉川村復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。